

# 令和3年度(2021年度)実施事業

教育委員会の事務の管理及び  
執行状況の点検・評価報告書

令和4年(2022年) 10月

岬町教育委員会

## 目 次

1. はじめに .....	1
2.実施方法について .....	1
3.教育委員会の活動状況 .....	2
4.点検・評価の方法 .....	6
5.分野(担当部署)別の点検・評価	
・点検・評価事業一覧表 .....	7
・学校教育課 .....	9
・指導課 .....	24
・生涯学習課 .....	33
・淡輪公民館 .....	40
・文化センター .....	42
・青少年センター .....	43
・学校給食センター .....	44
・淡輪幼稚園 .....	45
6.教育委員会活動評価委員の意見と助言 .....	47
7.教育委員会の総合的所見 .....	51
参考資料 .....	55
○教育委員会の職務権限について	
○岬町教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱	
○用語説明*	

## 1.はじめに

### 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、自らが毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき岬町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して取りまとめたものです。

### 制度の概要

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないことが規定されています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2.実施方法について

令和3年度に執行した教育委員会の事務事業のうち、主な事業について自己点検、自己評価を行った結果と、教育委員会の活動状況も合わせてまとめました。

なお、とりまとめた結果については、学識経験者の知見をいただき、報告書を作成し、岬町教育委員会のホームページに掲載する方法により、住民に公表します。

(岬町教育委員会ホームページ：<http://www.town.misaki.osaka.jp/kyouiku/>)

### 3. 教育委員会の活動状況

#### (1) 教育委員会の役割

教育委員は常勤の教育長とさまざまな分野で識見を有する5人の非常勤委員とで構成されています。教育委員会の役割は、教育委員会規則の制定・改廃、教育機関の設置・廃止、職員の人事、活動の点検・評価・予算等に関する意見の申し出など、教育行政全般について自らが管理執行するところにあります。とりわけ、地方分権のなか、教育のあり方などが問われているもとで、本町教育の基本的な方向について、教育委員会会議の場で合議し、最終的に決めるという非常に大切な役割を担っています。

#### (2) 教育委員選任状況

教育委員は、町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する識見を有する人のうちから、町長が、議会の同意を得て任命します。任期は4年です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、保護者(20才未満の子どもを有する者)が含まれるようにしなければならぬと定められています。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。任期は3年で議会の同意を得て町長が任命します。

教育長職務代理者は、教育長が職務を行うことができない場合や教育長がかけた場合に、教育長の職務を行います。教育長職務代理者は教育長が指名します。

#### 令和3年度(2021年度)の委員構成

職 名	氏 名	任命 ~ 任期
教育長	フルハシ シゲカズ 古橋 重和	令和元年10月1日 ~ 令和4年9月30日
教育長職務代理者	ミヤガワ マスカズ 宮川 益和	平成21年10月1日 ~ 令和7年9月30日
委 員	イテイ ショウイチ 出射 省一	平成30年7月1日 ~ 令和8年6月30日
委 員	トリイ ユキオ 鳥居 幸雄	令和元年7月1日 ~ 令和5年6月30日
委 員	オクノ サナエ 奥野 早苗	平成20年9月5日 ~ 令和5年9月30日
委 員	ナカグチ アツコ 中口 敦子	平成25年10月1日 ~ 令和7年9月30日

(3)教育委員の活動状況

①教育委員会会議

定例会を12回開催し、教育委員会の所管する条例、規則、要綱の設置及び改正を審議したほか、令和3年度中学校使用教科用図書採択、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書、全国学力・学習状況調査の実施、中学校チャレンジテスト、学校教育基本方針、大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)などについて、審議等を行いました。

また、定期的にいじめに関する状況の報告を受け、いじめの早期発見・早期対応と未然防止の重要性など、いじめの撲滅に向けた取組みについて話し合ったほか、新型コロナウイルス感染症対応やGIGAスクールの進捗状況について報告を受けました。

○教育委員会会議開催回数

		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
開催 回数	定例会	12	12	12
	臨時会	0	0	1
	計	12	12	13

○教育委員会会議案件数

		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
案件数	案件	22	18	22
	報告	4	3	8
	その他	31	28	26
	計	57	49	56

②教育委員の視察

例年、教育委員は、教育現場の状況や取組みを把握するため、教育施設を視察し、その中で、授業の実態や施設・設備の実情の把握に努め、校園長との意見交換を実施しますが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、教育施設の視察を中止しました。

期 日	学校園・施設	備 考

③教育委員の関係行事への出席状況

教育委員が教育委員会に関係する諸行事に参加しました。

期日	行事の内容
4月6日	岬町立岬中学校入学式(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不参加)
4月7日	岬町立各小学校入学式(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不参加)
4月9日	岬町立淡輪幼稚園入園式(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不参加)
中止	岬町社会を明るくする運動街頭啓発
7月19日	岬町社会を明るくする運動講演会
中止	岬町文化祭(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
中止	人権ふれあいまつり(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
中止	みさきファミリーマラソン(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
令和4年1月9日	岬町成人祭
2月8日	第1回岬町総合教育会議
3月11日	岬町立岬中学校卒業式(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不参加)
中止	淡輪公民館まつり(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
3月17日	岬町立淡輪幼稚園修了式(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不参加)
3月18日	岬町立各小学校卒業式(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不参加)

④-1 教育長の研修会等への参加状況

期日	研修会等の内容
4月30日(書面)	泉南郡三町教育委員会連絡協議会総会並びに研修会
5月10日(書面)	大阪府町村教育長会 理事会
5月19日(書面)	大阪府町村教育長会(第1回)
5月31日(書面)	大阪府町村教育委員会連絡協議会総会並びに研修会
7月13日	泉南地区人事協議会・教育長連絡協議会(第1回)
7月16日(書面)	泉南地区教育委員会連絡協議会
8月19日	大阪府町村教育長会(第2回)
11月16日	大阪府町村教育長会(第3回)
令和4年1月7日	泉南地区人事協議会・教育長連絡協議会(第2回)
1月14日	大阪府市町村教育委員会研修会(オンライン)
1月24日	大阪府町村教育委員会連絡協議会研修会
1月31日	泉南地区人事協議会・教育長連絡協議会(第3回)
2月17日	大阪府町村教育長会(第4回)
2月21日	市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議
2月25日	泉南地区教育委員会連絡協議会(オンライン研修)

④-2 教育委員の研修会等への参加状況

期日	研修会等の内容
4月30日(書面)	泉南郡三町教育委員会連絡協議会総会並びに研修会
5月31日(書面)	大阪府町村教育委員会連絡協議会総会並びに研修会
7月16日(書面)	泉南地区教育委員会連絡協議会
令和4年1月14日	大阪府市町村教育委員会研修会(オンラインで開催)

#### 4. 点検・評価の方法

##### (1) 事務局による自己評価

教育委員会事務局が対象事業及びその目標について、取組状況・効果・今後の課題等を踏まえ、自己点検・自己評価を行いました。

##### ○点検・評価の視点と手法

ア まず次の4つの視点から、3段階の評価を行いました。

- ・事業の必要性、目的の妥当性
- ・事業の有効性
- ・効率性、手段の妥当性
- ・公平性、適切な受益者負担

イ 次に、総合的な視点から4段階の評価を行いました。

評価区分	説明	視点
A 継続	事業を継続する。	現行どおり継続する。又は拡充を図る。
B 要検討	課題を整理し、検討していく。	事業内容や実施手段に次の視点から検討又は改善の余地がある。 ・事業環境の変化 ・事業の効率化 ・事業規模の縮小 ・民間委託が可能 ・時限設定が可能 ・広域行政での取組が可能
C 要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む。	
D 廃止	不要であり廃止する。	事業の必要性、目的からみた妥当性がない。

##### (2) 学識経験者からの知見

教育委員会事務局が行った点検・評価(自己評価)の結果について、教育委員会活動評価委員の方々から意見をいただきました。

##### 岬町教育委員会活動評価委員名簿

氏名	備考
本山 貢	和歌山大学教育学部学部長(教授/博士 体育学)
北浦 米造	元淡輪小学校 校長

##### (3) 総合評価

自己評価に対する教育委員会活動評価委員からの意見等を踏まえ、教育委員会が総合的な評価を行い、今後の課題や方向性について検討しました。



5. 令和3年度 分野（担当部署）別の点検・評価

点検・評価事業一覧表

担当部署	整理番号	事務事業名	内部評価	活動評価委員の主な意見
学校教育課	学校1	小学校健康診断事業	A 継続	児童生徒等及び職員の健康保持増進を図るための必要な事業です。
	学校2	中学校健康診断事業	A 継続	
	学校3	スクールバス運行事業	A 継続	遠方に住む児童の送迎のため、今後も引き続き実施していくことを望みます。
	学校4	要・準要保護児童援助事業（小学校）	A 継続	有効な実施基準等についてを議論していく必要があると考えます。
	学校5	要・準要保護生徒援助事業（中学校）	A 継続	
	学校6	人権教育研究活動費補助事業	A 継続	人権教育の推進のため、今後も引き続き実施していくことを望みます。
	学校7	外国青年招致事業	A 継続	英語教育にとって大切な事業であり、拡充と教職員の語学力向上が図られることを望みます。
	学校8	小学校児童水泳指導授業	A 継続	教職員と水泳指導員の連携を強化するとともに、より効果を上げるため、授業回数を増やす検討を望みます。
	学校9	ICT教育環境整備事業	A 継続	ICT教育に必要な情報機器の整備と教職員の知識・スキルアップを望みます。
	学校10	小学校トイレ改修事業	A 継続	児童達が快適で利用しやすいトイレにするため、引き続きトイレ改修の実施を望みます。
	学校11	小学校登下校見守りサービス事業	A 継続	児童の安心安全の向上を図るため、事業継続に努めて下さい。
	学校12	新型コロナウイルス感染防止対策事業	A 継続	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、感染症拡大防止に努めて下さい。
	学校13	町立小学校体育館空調機器設置事業	A 継続	引き続き、町民体育館、岬中学校体育館への空調機器設置を進めて下さい。
指導課	指導1	スクールカウンセラー設置事業	A 継続	様々な課題を抱える児童等にとって有意義な事業であり、今後も拡大しながら実施していくことを望みます。
	指導2	心の相談サポート事業	A 継続	
	指導3	おおさか元気広場推進事業	A 継続	家庭学習習慣の確立のため、今後も引き続き実施していくことを望みます。
	指導4	学校支援地域本部事業	A 継続	地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの推進のため、今後も引き続き実施していくことを望みます。
	指導5	教育コミュニティづくり推進事業	A 継続	子どもたちの生きる力を育むため、今後も引き続き実施していくことを望みます。
	指導6	スクールソーシャルワーカー設置事業	A 継続	様々な課題を抱える児童等にとって有意義な事業であり、今後も拡大しながら実施していくことを望みます。
	指導7	学力向上チャレンジアップ事業	A 継続	3年計画ということですが、次の3年を視野に入れた事業として引き続き実施していくことを望みます。
	指導8	子どもの体力サポート事業	A 継続	一定の成果を挙げていることから、今後も引き続き実施していくことを強く望みます。
	指導9	文化芸術育成事業	A 継続	一定の成果を挙げていることから、今後も引き続き実施していくことを強く望みます。

## 5. 令和3年度 分野（担当部署）別の点検・評価

点検・評価事業一覧表

担当部署	整理番号	事務事業名	内部評価	活動評価委員の主な意見
生涯学習課	生涯1	社会教育振興事業	A 継続	今後も活動団体が事業展開していけるよう、引き続き支援をしてください。
	生涯2	青少年健全育成推進事業	A 継続	今後も引き続き実施していくことを望みます。
	生涯3	地域子ども見守り事業	A 継続	安全ボランティアの人員が減少しないよう取り組んでください。
	生涯4	保健体育振興事業	A 継続	指導者の後継者の育成に取り組んでください。
	生涯5	岬の歴史館事業	A 継続	岬町の歴史を語り継いでいけるよう、継続して実施していくことを望みます。
	生涯6	国宝重要文化財修復補助事業	A 継続	貴重な財産である国指定重要文化財の保全に努めて下さい。
淡輪公民館	淡公1	淡輪公民館運営事業	B 要検討	施設の管理運営方法や体制について十分な検討が必要です。
	淡公2	アップル館運営事業	A 継続	ボランティア中心に事業展開することにより、子育て支援や読書活動への貢献を評価します。より一層の充実を望みます。
文化センター	文セ1	文化センター運営事業	B 要検討	事業内容の拡大や館の効果的な利用促進などについて検討が必要です。
青少年センター	青セ1	青少年センター運営事業	B 要検討	事業内容の拡大や館の効果的な利用促進などについて検討が必要です。
学校給食センター	給食1	学校給食事業	A 継続	安心安全でおいしく魅力のある学校給食の提供に努めてください。
淡輪幼稚園	淡幼1	一時預かり事業	A 継続	安全で安心して預けられるよう、保育環境等の一層の充実を望みます。
	淡幼2	サイエンティフィック・トレーニング事業	A 継続	効果を検証しながら、活用方法等について検討が必要です。

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校 1		
点検項目	小学校健康診断事業	担当部署	学校教育課
目的	小学校入学予定者、在学児童及び教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図る。 【就学前】学校保健安全法第11条の規定に基づき実施 【就学児】学校保健安全法第13条の規定に基づき実施 【教職員】学校保健安全法第15条第1項及び学校保健安全法施行規則第13条の規定に基づき実施		
事業概要	委嘱医による内科検診、歯科検診、耳鼻科検診、就学時検診、委託業者による尿検査、心電図検診、教職員健康診断を実施した。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	2,491千円	2,357千円	
取組状況	内科医師4名、歯科医師2名、耳鼻科医師1名、眼科医1名、薬剤師3名を委嘱。 内科検診5回、歯科検診9回、耳鼻科検診6回、就学時検診2回、眼科検診3回、 尿検査、心電図検診(1年生)、教職員健康診断を実施した。 教職員健康診断内容：身長・体重、視力、聴力、血圧、尿検査、胸部X線検査、医師診察、血液検査、心電図、腹囲測定、胃内視鏡検査(40歳以上の方)、便潜血検査(希望者のみ)		
事業効果	児童及び教職員の疾病の早期発見、予防が図られている。		
受益者負担の公平性	当該事業は、法律により教育委員会が行うとされていることから、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	今後も引き続き実施する。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←-----普通-----→ 小さい					
	3	2	1			
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1			
事業の有効性	3	2	1			
効率性、手段の妥当性	3	2	1			
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校2		
点検項目	中学校健康診断事業	担当部署	学校教育課
目的	在学生徒及び教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図る。 【就学前】学校保健安全法第11条の規定に基づき実施 【就学児】学校保健安全法第13条の規定に基づき実施 【教職員】学校保健安全法第15条第1項及び学校保健安全法施行規則第13条の規定に基づき実施		
事業概要	委嘱医による内科検診、歯科検診、耳鼻科検診、委託業者による尿検査、心電図検診、教職員健康診断を実施した。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	1,502千円	1,435千円	
取組状況	内科医師2名、歯科医師2名、耳鼻科医師1名、眼科医1名、薬剤師1名を委嘱。 内科検診3回、歯科検診4回、耳鼻科検診3回、眼科検診1回、尿検査、心電図検診（1年生）、教職員健康診断を実施した。 教職員健康診断内容：身長・体重、視力、聴力、血圧、尿検査、胸部X線検査、医師診察、血液検査、心電図、腹囲測定、胃内視鏡検査（40歳以上の方）、便潜血検査（希望者のみ）		
事業効果	生徒及び教職員の疾病の早期発見、予防が図られている。		
受益者負担の公平性	当該事業は、法律により教育委員会が行うとされていることから、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	今後も引き続き実施する。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←-----普通-----→ 小さい					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校3		
点検項目	スクールバス運行事業	担当部署	学校教育課
目的	遠距離通学児童の通学を支援し、通学中の安全確保に努める。 また、バスは、町立各小学校の校外活動に活用し、教育の振興を図る。		
事業概要	多奈川西畑・東畑・小島等から多奈川小学校に通う遠距離通学児童の通学を支援し、通学の安全確保を図るため、スクールバス運転手を雇用し送迎を実施している。 また、バスは、小学校の校外活動時の送迎等にも活用している。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	2,139 千円	2,058 千円	
取組状況	遠距離通学の対象児童は6名。 運転手は会計年度任用職員を2名雇用し、運行している。		
事業効果	遠距離通学児童の通学支援ができています。 小学校の校外活動を支えている。		
受益者負担の公平性	受益者負担を求める場合、有償運送許可が必要となることから、受益者負担は求めない。		
課題・方向性	今後も引き続き実施する。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>←—————→</span> <span>小さい</span> </div>					
	3	2	1			
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1			
事業の有効性	3	2	1			
効率性、手段の妥当性	3	2	1			
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校4-1		
点検項目	要・準要保護児童援助事業（小学校）	担当部署	学校教育課
目的	義務教育の機会を保障するため、経済的に困窮している保護者に対し、就学にかかる必要経費の一部を援助する。		
事業概要	一定の所得以下の保護者に対し、学用品費、新入学児童用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費について援助をする。ただし、令和3年度の給食費については、新型コロナウイルス対策として給食費を無償化。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	3,013千円	2,392千円	地方交付税措置がある 要保護：国補助1/2
取組状況	<p>対象者等：学用品費 1年生～6年生 71人[R2：72人]（途中認定6人含む）          校外活動費 1年生～6年生 31人[R2：46人]          修学旅行費 6年生 15人[R2：13人]（要保護0人含む）          給食費 無償化[R2：無償化]          新入学用品代（入学前支給分） 来年度入学予定児童 10人[R2：17人]</p> <p>オンライン学習通信費 1年生～6年生 71人 ※R3～実施          ※対象割合は14.0%＝（準要保護71人＋要保護0人）/509人          各学期ごとに支給した。[R2：13.8%（準要保護72人＋要保護0人）521人]</p>		
事業効果	経済的に困窮している家庭の児童の義務教育の機会保障について、一定の効果がある。		
受益者負担の公平性	学校教育法第19条に基づき実施している事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	学校教育法第19条「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」に基づき、適正な就学を推進する必要がある、事業を継続することにより、教育の機会均等及び円滑な義務教育を実施することができる。また、国の生活保護基準の引き下げが平成25年8月から実施されたが、その影響が及ばないように対応することを基本的な考えとする。		

事業評価（内部評価）

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	0	0
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	0	0
事業の有効性	3	2	1	0	0	0
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	0	0
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校4-2		
点検項目	支援教育就学奨励費事業（小学校）	担当部署	学校教育課
目的	小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童・生徒の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費の一部を援助する。		
事業概要	一定の所得以下の保護者に対し、学用品費、新入学児童用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学扶助費、オンライン学習通信費について援助をする。ただし、令和3年度の給食費については、新型コロナウイルス対策として給食費を無償化。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	258千円	295千円	支援教育就学奨励費補助金1/2
取組状況	対象者等：学用品費 1年生～6年生 17人[R2：15人] 校外活動費 1年生～6年生 3人[R2：9人] 修学旅行費 6年生 2人[R2：3人] 給食費 無償化[R2：無償化] 通学扶助費 2人[R2：2人] 新入学用品代 3人[R2：1人] オンライン学習通信費 1年生～6年生 14人 ※R3～実施 ※対象割合は53.1%=17人/32人[R2：57.6%=15人/26人] 各学期ごとに支給した。		
事業効果	経済的に困窮している家庭の児童の義務教育の機会保障について、一定の効果がある。		
受益者負担の公平性	学校教育法第19条に基づき実施している事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	岬町立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒、学校教育法施行第22条の3に規定する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費事業を継続給付することにより、児童及び生徒の就学の奨励を図ることができる。		


事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←-----普通-----→ 小さい					
	3	2	1	0	0	0
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	0	0
事業の有効性	3	2	1	0	0	0
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	0	0
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校5-1		
点検項目	要・準要保護生徒援助事業（中学校）	担当部署	学校教育課
目的	義務教育の機会を保障するため、経済的に困窮している保護者に対し、就学にかかる必要経費の一部を援助する。		
事業概要	一定の所得以下の保護者に対し、学用品費、新入学児童用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費について援助をする。ただし、令和3年度の給食費については、新型コロナウイルス対策として給食費を無償化。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	3,927千円	3,810千円	地方交付税措置がある 要保護：国補助1/2
取組状況	<p>対象者等：学用品費 1年生～3年生 53人[R2：64人]（途中認定3人含む）          校外活動費 1年生～3年生 25人[R2：42人]          修学旅行費 3年生 27人[R2：18人]（要保護1人含む）          給食費 無償化[R2：全学年59人]          新入学用品代（入学前支給分）来年度入学予定児童 13人[R2：11人]          オンライン学習通信費 1年生～3年生 53人 ※R3～実施          ※対象割合は19.2%＝（準要保護53人＋要保護1人）/282人          各学期ごとに支給をした。          [R2：22.6%（準要保護64人＋要保護2人）292人]</p>		
事業効果	経済的に困窮している家庭の生徒の義務教育の機会保障について、一定の効果がある。		
受益者負担の公平性	学校教育法第19条に基づき実施している事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	学校教育法第19条「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」に基づき、適正な就学を推進する必要がある。事業を継続することにより、教育の機会均等及び円滑な義務教育を実施することができる。また、国の生活保護基準の引き下げが平成25年8月から実施されたが、その影響が及ばないように対応することを基本的な考えとする。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> 					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					



令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校5-2		
点検項目	支援教育就学奨励費事業（中学校）	担当部署	学校教育課
目的	小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童・生徒の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費の一部を援助する。		
事業概要	一定の所得以下の保護者に対し、学用品費、新入学児童用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学扶助費、オンライン学習通信費について援助をする。ただし、令和3年度の給食費については、新型コロナウイルス対策として給食費を無償化。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	269千円	175千円	支援教育就学奨励費補助金1/2
取組状況	対象者等：学用品費 1年生～3年生 6人[R2：8人] 校外活動費 1年生～3年生 5人[R2：4人] 修学旅行費 3年生 1人[R2：4人] 給食費 無償化[R2：無償化] 通学扶助費 0人[R2：0人] 新入学用品代 3人[R2：3人] オンライン学習通信費 1年生～3年生 3人 ※R3～実施 ※対象割合は42.8%=6人/14人[R2：53.3%=8人/15人] 各学期ごとに支給をした。		
事業効果	経済的に困窮している家庭の生徒の義務教育の機会保障について、一定の効果がある。		
受益者負担の公平性	学校教育法第19条に基づき実施している事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	岬町立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒、学校教育法施行第22条の3に規定する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費事業を継続給付することにより、児童及び生徒の就学の奨励を図ることができる。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←————— 普通 —————→ 小さい					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校6		
点検項目	人権教育研究活動費補助事業	担当部署	学校教育課
目的	人権感覚豊かな人材育成と人権意識の高揚をめざした人権教育の拠点となるような研究を推進し、人権教育の確立を図る。		
事業概要	岬町内の教職員で組織する岬町人権教育研究協議会（岬人研）において、調査研究・研究発表会・会議や協議会等の研修を行い、人権教育の推進に努める。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	335千円	677千円	
取組状況	<p>岬人研では、全教職員が4部会にわかれ、日々の取組成果を研鑽する夏期研修会や冬季研修会を開催している。今日的人権課題については、講師を招き、研修を深める講演会を実施している。</p> <p>保幼小教職員の交流を通して「段差」解消に向けた取組みを話し合う「みさき子育てフォーラム」を開催している。</p> <p>また、全国人権・同和教育研究協議会、大阪府人権教育研究協議会等の研究部員としての活動や研修会への参加は、岬人研の活動をより豊かなものにしていく。令和2年・3年度については、新型コロナウイルスの影響により活動（総会・交流会・研修会等が中止及びオンライン開催）が縮小された。</p>		
事業効果	<p>教職員の総合的な教える力のレベル向上につながっている。</p> <p>日々取り組んでいる人権を中心に据えた教育活動を各種研修会等において、報告・発表し、大阪府内外へ発信する機会となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府人権教育研究協議会負担金・泉南地区人権研究協議会負担金</li> <li>・岬町人権教育研究協議会負担金</li> </ul>		
受益者負担の公平性	人権教育の推進の観点から、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	夢と希望をもって未来を切り拓くことのできる岬町の子ども達を育てる教育の充実が益々必要となっている。今後も豊かな人権感覚を培い、教育文化の中に人権を根付かせる取組みを推進していく。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>←</span> <span>普通</span> <span>→</span> <span>小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	1	2
事業の有効性	3	2	1	0	1	2
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	1	2
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校7		
点検項目	外国青年招致事業	担当部署	学校教育課
目的	小中学校において、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の向上を図る。		
事業概要	外国青年を招致し、外国語指導助手（ALT*）として語学指導にあたらせるとともに、国際交流と外国の文化を学ばせる。 ALT=Assistant Language Teacher		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	4,146千円	3,914千円	地方交付税措置がある
取組状況	小学校5年生と6年生においては、週1時間、ALTと担任で外国語活動の授業を実施している。基本的な単語や表現例を用いると同時に、音声面を中心としたスキルを身にさせることも組み合わせて指導している。 中学校においては、各学年で英語教員とALTで、英語の授業を実施している。		
事業効果	ALTが英語教育に参加することにより、コミュニケーション力の育成及び外国語や異文化を知り理解を深めることができた。		
受益者負担の公平性	小中学校における外国語を通じたコミュニケーション力を高める事業であることから、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	現在、外国青年については財団法人自治体国際化協会（通称CLAIR【クレア】）から紹介される者を雇用している。 今後とも外国語教育の充実を図るため、クレアと情報共有を密にしながら実施していく。		

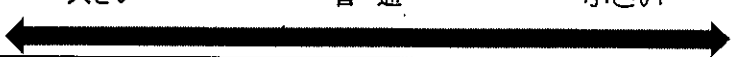
事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>←</span> <span>普通</span> <span>→</span> <span>小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	1	2
事業の有効性	3	2	1	0	1	2
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	1	2
総合評価	A継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校8		
点検項目	小学校児童水泳指導事業	担当部署	学校教育課
目的	海に面する岬町の子どもたち全員が、泳げるようになることをめざす。		
事業概要	岬町健康ふれあいセンターの温水プールを活用し、専門性を有する水泳指導員による質の高い水泳授業を実施している。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	0千円	41千円	
取組状況	児童を泳力別に班分けをし、各班に指導員を配置し各レベルに応じた水泳指導を年3回実施した。 児童のプールへの移動は、大型バスによる。(移動用バス借上料 0円、バス運転手賃金 0円) ※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度は、多奈川小学校のみ実施。		
事業効果	児童が水に慣れる、楽しむとともに泳力向上に寄与している。		
受益者負担の公平性	小学校児童の水泳授業の一環であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>水泳授業の安全性の確保と児童の健康状態の把握に万全を期する必要がある。</li> <li>児童の水泳習熟の速さには相当の個人差があるので、能力別クラス編成に十分な配慮が必要。</li> <li>講習の効果を上げるためには、水泳指導員と教職員の適切な連携と役割分担を明確にしていく必要がある。</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> 					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	1	2
事業の有効性	3	2	1	0	1	2
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	1	2
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校9		
点検項目	ICT教育環境整備事業	担当部署	学校教育課
目的	2020年度から全面实施される新学習指導要領（中学校は2021年度）において、各学校にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ると明記され、今後の学習活動において積極的にICTを活用することを求められていることから、ICT教育環境の整備を推進していく。		
事業概要	<p>文部科学省では「ICT教育は、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子供たちの主体的・協働的な学びを実現する上で効果的である」とし、さらなる推進を目指している。</p> <p>2019年12月から「GIGAスクール構想」の実現に向けて本格的にスタートし、児童一人一台のパソコンと、クラウドにアクセスできるネットワーク環境など、ICT教育環境の整備を進めた。</p>		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	83,441千円	14,382千円	公立学校情報機器整備費補助金1/2
取組状況	<p>令和2年度は「GIGAスクール構想」の実現に向けて、小中学校に高速大容量の通信ネットワークと、児童生徒に一人1台の学習用端末、大型提示装置等の整備を行うと共に、ネット環境の整っていない家庭に貸し出しするためのモバイルルーターの準備を行うと共にGIGAスクールサポーターを配置。令和3年度は、導入した学習用端末等ICT機器を活用した授業支援をするため、ICT支援員を各学校に派遣し、ICT機器を活用した授業の安定稼働と充実を図り、新しい時代の教育に必要な一人ひとりの個別最適化と、創造性を育む教育の実現を目指す。</p>		
事業効果	<p>ICTを活用することで、テキストや写真だけでなく、映像や音楽なども授業に利用できるようになり、授業中に受け取る情報量が多くなることで、より「理解しやすい授業」を実施できる。インターネットで調べる経験を通して、自分で調べる姿勢が身につく、知的好奇心とともに情報処理能力をアップさせる。</p>		
受益者負担の公平性	文部科学省の推進するGIGAスクール構想に準じた事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	ICT機器の整備と合わせて、ICT機器を活用する教職員の知識やスキル、体制を整える必要がある。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校10		
点検項目	小学校トイレ改修事業	担当部署	学校教育課
目的	町内の各小学校は建築年数が古く、校舎の老朽化と共にトイレの老朽化が進んでいる。また、災害時に避難所が開設された場合、児童だけでなく、一般の方のトイレ利用も考えられることから、児童や一般の方が利用しやすいよう、機能的で快適なトイレにするため、計画的に小学校のトイレ改修を実施。		
事業概要	・トイレ改修を実施するにあたっては、和式トイレを全て洋式化し、トイレの床に、水をまき、デッキブラシで磨いていた湿式から、モップで掃く乾式にすることで、清掃しやすく、耐久性の向上を図ると共に、多機能トイレを設置。 ・令和元年度は多奈川小学校普通教室棟1階のトイレ改修を実施し、引き続き年次計画により改修工事を実施していく。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	27,066千円	51,897千円	学校施設環境改善交付金1/3
取組状況	・令和2年度は淡輪小学校・深日小学校 普通教室棟1階のトイレ改修を実施。 ・令和3年度は、多奈川小学校 普通教室棟2階、3階のトイレと、淡輪小学校・深日小学校 普通教室棟2階のトイレ改修を実施。 ・令和4年度は、淡輪小学校・深日小学校 普通教室棟3階のトイレ改修を実施する予定。		
事業効果	小学校のトイレは、一日のうちで一度は利用する、学校生活には必要不可欠な空間であるにも関わらず、老朽化等により、臭い、汚い、暗いというイメージがあり、敬遠されがちであった。そのイメージを解消し、清潔、機能的で快適なトイレにすることで、児童達の利用しやすいトイレになった。		
受益者負担の公平性	学校施設の環境改善を図ることが目的の事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	小学校のトイレ改修に引き続き、中学校のトイレ改修の実施についても検討を行なう。 トイレ改修の実施にあたっては、国の補助金を活用していることから、今後も国の財源の確保に努める。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ← 普通 → 小さい					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校 1 1		
点検項目	小学校登下校見守りシステム整備事業	担当部署	学校教育課
目的	児童の登下校を保護者が確認する手段がなく、児童の安否について不安を抱えている保護者が多いことから、児童が校門を通過する際に保護者へ校門通過情報メールを配信するために必要となる設備。		
事業概要	小学校の各校門に、センサーを設置。児童達はランドセル等にＩＣタグをつけ、校門を通過する際に、保護者の携帯に校門通過情報をメールでお知らせする。		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	6,276千円	0千円	
取組状況	淡輪小学校・深日小学校・多奈川小学校の各校門に、見守りシステム必要となる整備工事を実施。 令和2年7月に保護者向け案内を配布、9月からシステムを稼働。 令和3年度は、新規加入に向けた案内を配布		
事業効果	システムの導入により、子どもが遅刻せず学校に無事着いた、また子どもの帰宅時間が予測できるなど、保護者の不安解消をすると共に、通学途中における児童の安心安全の向上を図ることが出来た。 加入状況 令和2年度 淡輪小78名（加入率20％）、深日小23名（加入率32％） 多奈川小27名（加入率47％） 令和3年度 淡輪小40名（加入率11％）、深日小14名（加入率18％） 多奈川小学校7名（加入率13％）		
受益者負担の公平性	登下校見守りサービス利用の保護者については、利用料を負担		
課題・方向性	保護者向けに周知を行うと共に、事業継続に努めて行く。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校12		
点検項目	新型コロナウイルス感染防止対策事業	担当部署	学校教育課
目的	小中学校・淡輪幼稚園に、新型コロナウイルス感染症対策に必要な、アルコール製剤・空気清浄器・トイレ清掃用品等を備えたほか、トイレ清掃業務の委託を実施		
事業概要	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小中学校等において新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品等を整備		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	17,679千円	4,919千円	学校保健特別対策事業費補助金1/2 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金1/2 地方創生臨時交付金
取組状況	<p>令和2年度は、小学校・中学校・幼稚園に、消耗品費として、手袋・マスク、トイレ清掃用消耗品、飛沫防止パーテーション、防護服等を購入。機械器具費として、空気清浄器、電解水生成器、加湿器、扇風機等を購入。小中学校のトイレ清掃を業務委託。</p> <p>令和3年度は、消耗品として、手袋、石鹼液、除菌ウェットティッシュ、ポリ袋等を購入。機械器具費として、非接触型体温計（サーモマネージャー）を各校に1台購入。小中学校のトイレ清掃を業務委託。</p> <p>補助金が令和2年度より減少したため事業費が減少 歳入R2：【学校保健】6,399千円、【地方創生】11,280千円、 R3：【学校保健】260千円、【スクサポ】1,753千円【地方創生】200千円)</p>		
事業効果	令和2年度・3年度において、感染症対策用品を整備すると共に、トイレ清掃を業務委託することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることができた。		
受益者負担の公平性	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止を図っていく必要がある。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>				
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2	
事業の有効性	3	○	2		1
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1
総合評価	A 継続				



令和3年実施事業 点検・評価票

整理番号	学校13		
点検項目	町立小学校体育館空調機器設置事業	担当部署	学校教育課
目的	熱中症対策及び災害時における避難所環境の向上を図るため、淡輪小学校・深日小学校・多奈川小学校の体育館に空調機器を設置。		
事業概要	経済産業省所管の災害バルク補助金を活用し、淡輪小学校・深日小学校・多奈川小学校の体育館に空調機器を設置。空調機器の設置にあたっては、LPGガス式を採用		
事業費	前年度決算額	令和3年決算見込額	備考
	0千円	116,357千円	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業補助金(災害バルク補助金)
取組状況	<p>令和3年8月：補助金交付決定 令和3年9月：工事着手          令和4年2月：工事完了          室内機の前に送風機を設置し、床から2メートルの高さまで冷気や暖気を送る仕組みを採用。災害時の停電に備え、発電機を設置。コインタイマーを設置し、一般開放の利用は有料。          設計委託料 4,730千円          管理業務委託料 2,772千円          工事請負費 108,855千円</p>		
事業効果	小学校の体育館に空調機を設置したことにより、暑い夏の日でも、学校の体育授業や避難所として使用する場合でも、快適に使えるようになった。		
受益者負担の公平性	学校施設の環境改善を図ることが目的の事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	令和4年度は、町民体育館に空調機器を設置する予定 引き続き、岬中学校体育館に空調機器の設置を検討		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導 1		
点検項目	スクールカウンセラー*設置事業	担当部署	指導課
目的	専門的な立場からカウンセリング*を実施し、いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見、早期解決を図る。		
事業概要	<p>公認心理士*は淡輪小学校、深日小学校、多奈川小、幼稚園に配置した。相談事業を1回6時間で65回、児童、保護者、教職員を対象に実施した。</p> <p>・スクールカウンセラーの職務は、概ね次のとおりである。</p> <p>①児童へのカウンセリング                  ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助                  ③児童へのカウンセリング等に関する情報収集・提供                  ④その他、カウンセリング等に関し、各学校において適当と認めるもの</p>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	1,556千円	1,556千円	スクールカウンセラー 発達検査用紙
取組状況	<p>令和2年度 相談件数(延べ人数) 児童60人、保護者141人)                  発達検査の実施 8回</p> <p>令和3年度 相談件数(延べ人数) 児童44人、保護者139人、教員3人)                  発達検査の実施 2回</p>		
事業効果	高度な専門的知識、経験を有するスクールカウンセラーの配置は、問題行動、不応等に対応、また、カウンセリングマインド*を教員や保護者が身につける意味でも重要な役割を果たしており、落ち着いた学習環境の醸成につながっている。		
受益者負担の公平性	いじめ・不登校等、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期解決を図ることが目的の事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	カウンセリング実施日は、相談に訪れる児童は絶えない状況であり、学校現場における必要度、果たす役割の重要性は一層増している。今後、増員及び実施回数増加についての検討が必要である。		


事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←-----普通-----→ 小さい					
	3	2	1	0	0	0
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	0	0
事業の有効性	3	2	1	0	0	0
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	0	0
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導2		
点検項目	心の相談サポート事業	担当部署	指導課
目的	いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の諸問題への対応にあたって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることに加え、医師（精神科医）の立場から保護者に助言を与えながら教育相談活動の充実を図る。		
事業概要	中学校での精神科医による相談を、保護者、教職員を対象に年間10回実施した。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	250千円	250千円	
取組状況	令和2年度 相談件数（延べ人数） 42人（保護者・教員） 令和3年度 相談件数（延べ人数） 33人（保護者・教員）		
事業効果	精神科医の配置は、問題行動等の拡大防止や指導の方向性を教員や保護者に示す意味において重要であり、落ち着いた学習環境の醸成につながっている。		
受益者負担の公平性	いじめ・不登校等、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期解決を図ることが目的の事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	さまざまな生活環境の変化とともに、心身への影響が大きい。相談内容も多岐にわたってきている。その中で、精神科医の相談は必要である。課題として、相談希望者はまずスクールカウンセラーの面談を受け、必要に応じて精神科医面談につなげられるため、本事業の相談可能枠の関係上、希望する全ての保護者や教職員が精神科医相談を受けられる状況ではないことから、希望者が全てが相談を受けることが出来るよう検討を要する。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> 				
	3	2	1		
事業の必要性、目的の妥当性	○				
事業の有効性	○				
効率性、手段の妥当性	○				
総合評価	A 継続				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導3		
点検項目	おおさか元気広場推進事業	担当部署	指導課
目的	放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域の方々の参画、協力を得て、子どもを主体とした体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会が一体となって子どもの豊かな成長を育む取組みを推進する。		
事業概要	各小学校において、安全管理員を配置し、学童保育（放課後児童クラブ）及び学校との連携を図りながら放課後学習活動を実施した。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	165千円	170千円	国、府2/3補助事業
取組状況	実施回数（淡輪小38回、多奈川小132回） *放課後での学習支援やスポーツ教室		
事業効果	「家庭学習の手引き」等を作成し、保護者と連携を図る中で、家庭学習の時間の増加等家庭学習の定着が図られ、学習意欲の向上につながっている。		
受益者負担の公平性	放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保する事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	今年度は、コロナウイルス感染症対策のため、活動に制限があった。今後も引き続きボランティアの方々の参加を促す取組みを学校と協議していく必要がある。 家庭学習習慣の確立を図るため、地域・家庭・学校が積極的に連携した取組みを推進していく。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ← 普通 → 小さい				
	3	2	1	0	1
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	1
事業の有効性	3	2	1	0	1
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	1
総合評価	A 継続				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導4		
点検項目	学校支援地域本部事業	担当部署	指導課
目的	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、学習支援、家庭教育への支援を行う中で、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進し、子どもたちの「生きる力」の育成を図る。		
事業概要	学校支援コーディネーター*及び学校支援ボランティアを配置した。 登下校の安全見守り活動や学習支援等の学校支援活動を実施し、各校における学校支援ボランティアの活動を積極的に推進した。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	102千円	124千円	国、府2/3補助事業
取組状況	コーディネーター活動回数 延べ20回 *出前授業の企画・運営 実践交流会(小学校出前授業) 学校支援コーディネーター研修 学校の登下校見守り活動 各小学校 188日以上		
事業効果	教職員の負担を増やすことなく、生徒に学ぶ場を提供し、子どもたちに学習方法を伝授するなどの活動が生徒の学習意欲の向上につながった。また学習プリント等を活用し、基礎・基本の学力を高める取組となった。		
受益者負担の公平性	学校支援コーディネーターを配置する事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	子どもたちの健全育成を図るため、学校との協力体制や地域住民・保護者との連携をより推進し、地域コミュニティづくりを一層発展させていく。		


事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←————— 普通 —————→ 小さい					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導5		
点検項目	教育コミュニティづくり推進事業	担当部署	指導課
目的	学校・家庭・地域の総合的な教育力の再構築を図り、地域社会をあげて児童生徒の健全育成に向けた取組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、自立、自己実現、豊かな人間関係づくりなど、子どもたちの「生きる力」を育む。活動テーマ ～育てよう！うちの子 よその子 岬の子～		
事業概要	岬町地域教育協議会を設置し、各小学校において出前授業を実施した。 また、家庭学習習慣の確立を図るため、「みさきホームスタディウィーク」の取組みを行った。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	30千円	30千円	
取組状況	ホームスタディウィーク *年3回 各一週間、各家庭において本読み学習等を実施 出前授業 *ボランティア講師による書道教室や音楽教室を実施		
事業効果	各小学校での出前授業を実施。 学習会の小学生参加も多く、有意義な取り組みが出来た。		
受益者負担の公平性	岬町地域教育協議会の活動を支援する事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	地域のコミュニティづくりを推進する中心的役割を担う組織として活動していくため、新たな世代の参加を促進し、さらに地域が中心となって進められる体制づくりを進める。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> 			
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2
事業の有効性	3	○	2	1
効率性、手段の妥当性	3	○	2	1
総合評価	A 継続			

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導6		
点検項目	スクールソーシャルワーカー設置事業	担当部署	指導課
目的	いじめ・不登校等の問題行動の解決を図るため、子どもの行動観察を行うとともに、ケース会議の実施にあたり、福祉的な視点からアセスメントとプランニング*を行い、関係機関との連携、家庭への働きかけを行いながら子どもを取り巻く生活環境を改善することに資する。		
事業概要	精神保健福祉士*・特別支援教育士*の資格を持つスクールソーシャルワーカー*を各学校に1回3時間で計70回を派遣した。 スクールソーシャルワーカーの職務は、概ね次のとおりである。 ①福祉的視点を生かした教職員に対する研修 ②ケース会議におけるアセスメントとプランニング ③関係機関と学校との連携に関する連絡調整 ④ケース対応における教職員等とのチーム支援		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	866千円	866千円	26年度新規事業 令和元年度から国・府1/2
取組状況	派遣回数 令和2年度 淡輪小学校24回、深日小学20回、多奈川小学校15回 岬中学校7回 淡輪幼稚園4回、教育委員会57回 令和3年度 淡輪小学校35回、深日小学3回、多奈川小学校3回、岬中学校15回 淡輪幼稚園0回、教育委員会2回		
事業効果	課題のある子どもを取り巻く環境の改善を図るため、校内ケース会議の実施をはじめ、町福祉部局及びコミュニティソーシャルワーカー*と連携し、チーム支援体制の充実を図ることができた。 児童虐待等への対応について、要保護児童対策地域協議会*を通じてケース会議を行い関係諸機関等との連携した支援体制を構築することができた。		
受益者負担の公平性	いじめ・不登校等、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期解決を図ることが目的の事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	町全体として、支援を必要とする家庭が増加する中で、福祉部局や関係諸機関との連携の必要性が増し、スクールソーシャルワーカーの派遣回数を増加していくことが一層必要である。 家庭環境が起因となる不登校児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの助言を得ながら、支援体制を構築することが必要である。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ← 普通 → 小さい				
	3	2	1	0	1
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	1
事業の有効性	3	2	1	0	1
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	1
総合評価	A 継続				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導 7		
点検項目	学力向上チャレンジアップ事業	担当部署	指導課
目的	確かな学力の定着を図る取組みを実施していく中で、岬町の子どもたちは、基礎的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の定着に課題があり、教育委員会として学習教材の配付並びに学力診断テストを実施し、その定着の効果検証を行う。		
事業概要	小学校3年生～6年生までの児童を対象に思考力・判断力・表現力の育成活動を補うための思考力教材を配付、活用を行う。 学力診断テスト（国語・社会・算数・理科）を実施し、到達度及び活用力の調査結果を次年度の授業改善に生かす校内研究を進める。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	46千円	696千円	平成26年度～
取組状況	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、学力診断テストを中止した。 令和3年度は、学力テストを再開。また、教育用ソフトを導入し、一人一台端末を活用することにより、一人一人の学習能力に応じた個別最適化を図った。		
事業効果	学力診断テストを目標に各校での校内研究を進めることで、めざす子ども像の明確化や子どもたちの課題を事前に整理することができる。 4教科の学力診断テストを実施し、より子どもの学力実態や学校・学年の状況を把握することにつながっている。		
受益者負担の公平性	小学校児童の学力向上を図るための事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	新型コロナウイルス感染症拡大のため、今年度の学力診断テストが中止となったが、今後、子どもの実態や授業改善の方向性に則した、効果的で検証可能な活用力育成教材を選定し昨年度と同様活用していく。さらに目標を実現するよう指導計画を立て、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、その成果と課題を明確にしながら改善を図るPDCAサイクルを一層機能させる。結果から、授業づくりに繋げていくよう充実させていく。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>←</span> <span>普通</span> <span>→</span> <span>小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	0	0
事業の必要性、目的の妥当性	○					
事業の有効性	○					
効率性、手段の妥当性	○					
総合評価	A 継続					



令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導 8		
点検項目	子どもの体力サポート事業	担当部署	指導課
目的	小学校の体育授業において専門的な指導者等を活用し、運動やスポーツすることが「楽しい・好き」という子どもを増やすとともに、運動習慣の確立を図り体力向上をめざす。外部指導者が定期的に直接指導を行ない、継続的に実施することで体育授業の充実を図ることともに、町での体力向上の拡充・推進を図る。		
事業概要	和歌山大学教育学部の教授や学生から体育授業において、体づくりに特化した指導を受ける。また、新体力テストの測定方法について、適切な測定や子どもの意欲をたかめる教員研修を実施する。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	30千円	0千円	H29年度～
取組状況	和歌山大学との包括連携協定の一環として実施している事業であるが、新型コロナウイルス感染症のため、全校での体力テストを実施することができなかった。（学生のボランティアについても活用できなかった。）		
事業効果	新体力テストについての意義や目的を把握するとともに、適切な測定と子どもたちの意欲をたかめるための取組の継続が実施されている。令和3年度は、コロナ渦の影響により実施できなかったが、これまでの取り組みよる成果として、大阪府下においてトップクラスの結果となった。また、中学生の測定結果においてもトップクラスの結果となっている。		
受益者負担の公平性	小学校児童の学力向上を図るための事業であり、受益者負担になじまない。		
課題・方向性	測定については、小中学校とともに、好結果となっている。今後も体育授業等をとおして子どもの体力向上を目指していく。また、生活習慣等の改善や向上を図るとともに、和歌山大学教育学部と連携協力し、取組みを継続していきたい。		


事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	指導9		
点検項目	文化芸術育成事業	担当部署	指導課
目的	小学校に芸術家を派遣し、講話や実技披露等を実施することにより、子ども達の豊かな創造力や想像力、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的とする。		
事業概要	文化庁が実施している文化芸術による子どもの育成事業を活用し、車いすダンスの普及活動を実施している団体から講師を招聘し、車いすダンスの披露、講話、車いすダンス体験を実施する。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	176千円	176千円	H30年度～
取組状況	毎年度、淡輪小学校・深日小学校・多奈川小学校6年生を対象に実施 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため、淡輪小学校・深日小学校はオンライン鑑賞となった。		
事業効果	車いすダンスを通して「障害のある人となない人、自分と違う立場で生きる人の生き方や思いを感じる」きっかけを作るとともに、「子ども達が周りの人間関係や自分の生き方を考える」時間を作ることにより、障がい者理解教育の推進を図ることができる		
受益者負担の公平性	小学校児童の障がい者理解教育の推進を図ることが目的の事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	今後も、継続した取組みとして実施していく予定である。小学校3校の日程調整と会場校以外の児童をバスで移動させる必要がある。 児童の他、保護者や地域の関係者にも鑑賞していただき、車いすダンスに対する理解を深める。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> 					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯 1		
点検項目	社会教育振興事業	担当部署	生涯学習課
目的	社会教育、生涯学習の振興、地域連携の促進を図る。		
事業概要	社会教育団体、文化団体等への助成と支援。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	805千円	795千円	
取組状況	<p>○助成団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化協会（20団体、個人会員15人） ＝住民の文化活動のため、日頃より練習や情報共有、発表の場をつくり、広く生涯学習の機会を提供している。</li> <li>・岬町PTA連絡協議会（小・中・幼） ＝学校・家庭・地域の連携づくりを担う。学校間交流・情報共有や研修を行う。今年度は研修が行えなかったため、各単位PTAのコロナ対策支援を行った。</li> <li>・文化祭実行委員会＝文化祭の企画、運営。新型コロナウイルス感染の拡大により、令和3年度は中止となった。</li> </ul> <p>○直接実施 成人祭</p>		
事業効果	新型コロナウイルス感染症により、中止せざるを得ない事業が多く、助成金の返戻等もあったが、今後の活動や生涯学習のあり方を各団体で検討する機会となった。		
受益者負担の公平性	イベント参加費は、各実行委員会の決定して徴収		
課題・方向性	活動が抑制される中で、いかに住民と協働のまちづくりを強化するかが課題となった。今後も住民主体による事業、活動を展開していくために、情報提供・共有を密に行い、各種団体との連携を図るとともに、その活動支援していく。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>				
	3	2	1		
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2	1	
事業の有効性	3	○	2	1	
効率性、手段の妥当性	3		2	○	1
総合評価	A 継続				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯2		
点検項目	青少年健全育成推進事業	担当部署	生涯学習課
目的	青少年・子どもの健全育成を推進する。		
事業概要	地域巡回、青色パトロール、健全育成事業の実施等。 こども会活動への助成と支援。		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	656千円	848千円	
取組状況	<p>○青少年指導員29人（町長委嘱）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域巡回＝令和3年度は新型コロナウイルスのため、盆どり巡回などの取り組みを中止し、下校時など巡回も人数を制限して実施。</li> <li>・青色パトロール＝青色灯を付けた車両を使用し、町内のパトロールを隔月の毎月第1土曜日午後6時から実施。</li> <li>・健全育成事業＝岬の歴史館イベント等への参画。</li> <li>・子ども110番運動の推進。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、不要不急の外出を自粛する呼びかける町内巡回を実施。</li> </ul> <p>○こども会育成連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は新型コロナウイルスのため活動休止</li> </ul>		
事業効果	各地域の住民が青少年指導員として活動することで、地域ぐるみで事故や非行が抑制され、子どもの安全確保と青少年の健全育成が図られている。 こども会活動は健全育成の一環、気づきや発見を自然と学べる機会を提供している。		
受益者負担の公平性	青少年の健全育成に関するボランティア活動の為受益者負担の必要性なし		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も青少年指導員を中心に各種団体や学校、地域等との連携を図りながら推進していく。</li> <li>・少子化等の影響でこども会会員が減少しているため、今後のこども会のあり方について</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	0	0
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	0	0
事業の有効性	3	2	1	0	0	0
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	0	0
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯3		
点検項目	地域子ども見守り事業	担当部署	生涯学習課
目的	子どもたちの安全確保と健全育成を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガードリーダーと学校安全ボランティアが連携しながら児童生徒の登下校時に地域巡回を実施。</li> <li>・地域安全センターを拠点とした各小学校区の防犯活動を実施。</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	1,261千円	1,363千円	大阪府地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガードリーダー3名（教育委員会が委嘱）</li> <li>・学校安全ボランティア登録37名。その他岬町民生委員協力。全ボランティア数104名。民生委員、長生会、防犯委員、14区自警団の4団体も協力。</li> <li>・年間約100日地域巡回を実施。（スクールガードリーダー）</li> <li>・月1回スクールガードリーダーと駐在所員による連絡調整会議を実施。</li> <li>・不審者情報等があった場合は、その都度連絡調整を行い、重点巡回を実施。</li> <li>・地域安全センターで安全ボランティア集会（研修・情報交換）等を実施。</li> <li>・平成18年度以降、開催されていなかった岬町地域安全大会を開催し、学校安全ボランティアの方々への感謝状贈呈式を実施。</li> </ul>		
事業効果	子どもたちの安全確保と安全・安心な地域づくりに寄与している。		
受益者負担の公平性	子どもたちの安全確保に関するボランティア活動の為受益者負担の必要性なし		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も地域安全センターを活動拠点として活用するとともに、スクールガードリーダーとともに安全ボランティアや学校、地域等との連携を図りながら事業実施していく。</li> <li>・安全ボランティアの高齢化により人員が減少傾向にあり、人材確保に向けた取組みが必要。</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯4		
点検項目	保健体育振興事業	担当部署	生涯学習課
目的	幅広い年齢層の人たちが共にスポーツを楽しめる機会を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図り、スポーツの振興に寄与する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育施設・学校施設の使用許可</li> <li>・ 体育施設の維持管理、点検補修</li> <li>・ スポーツ団体への活動助成と支援</li> <li>・ 指導者の育成。</li> <li>・ スポーツイベントの企画、運営</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	6,176千円	6,198千円	
取組状況	<p>○スポーツ推進委員は14人</p> <p>○助成団体 ・ 体育協会＝12団体が所属、会員374人 ・ スポーツ少年団＝10団体が所属、団員198人</p> <p>○各種大会の開催と参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みさきファミリーマラソン大会 (新型コロナウイルス感染症拡大やボランティアの減少のため中止)</li> <li>・ スキー教室 (スキー連盟が休会届を提出したことにより中止)</li> <li>・ 大阪府総合体育大会泉南地区大会開催 (ソフトボール一般女子) (新型コロナウイルス感染症拡大のため中止)</li> <li>・ KIX泉州国際マラソン (新型コロナウイルスのためオンライン開催へ移行)</li> </ul>		
事業効果	住民との協働により、子どもから成人までの幅広い層のスポーツ振興が推進された。しかし、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により体育施設の休館や体育団体の活動休止などにより、例年に比べて住民がスポーツに触れる機会が減少し、感染対策を図りながらの取り組みとなった。		
受益者負担の公平性	<p>岬町社会体育施設条例第8条に定める施設使用料 町民体育館800円 淡輪青少年運動広場100円 等</p> <p>岬町立学校施設使用条例第6条の定める施設使用料 淡輪小学校・深日小学校・多奈川小学校屋内施設800円運動場100円 岬中学校屋内施設1200円武道室400円運動場100円 等</p>		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員数の減少や指導者等に高齢化が見られることから後継者の育成が課題。</li> <li>・ 今後も自主的に活動する団体との協働を進め、住民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進していく。</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>					
	3	○	2		1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯5		
点検項目	岬の歴史館事業		担当部署 生涯学習課
目的	休校中の孝子小学校の有効利用を図り、町内小中学校の歴史体験授業の拠点として、また町民の生涯学習活動の場としての活用を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資料の収集、保存、伝承</li> <li>・住民主体による歴史資料の調査、研究の拠点づくり</li> <li>・住民参加による地域間・世代間交流の場の提供</li> <li>・歴史体験の場の提供</li> <li>・施設管理</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	668千円	734千円	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正職員1人、会計年度任用職員1人配置</li> <li>○来館者=259人</li> <li>○歴史館主体事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内旧家から民俗資料の収集</li> <li>・図書類のデータ登録</li> <li>・和歌山大学ゼミ講座※コロナ禍のため、実施なし</li> </ul> </li> <li>○サポーターによる事業展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史研究の発表※コロナ禍のため、実施なし</li> <li>・イベントの実施</li> </ul> </li> <li>【夏休み・冬休み体験教室】※コロナ禍のため、実施なし</li> <li>○泉州・紀北ミュージアムネットワーク加盟</li> </ul>		
事業効果	和歌山大学ゼミ講座や歴史研究の発表、体験教室などのイベントを実施する予定だったが、コロナ禍のため事業実施ができなかった。		
受益者負担の公平性	岬町立学校施設使用条例第6条の定める施設使用料 講堂400円 教室100円		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館の利用促進に向け新たな管理運営計画を策定する必要がある。</li> <li>・サポーターの役割分担をさらに明確化し、活動意欲を高める必要がある。</li> <li>・地域や学校などの意見を聞き、ニーズに則したイベントを開催する。</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ← 普通 → 小さい				
	3	2	1		
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1		
事業の有効性	3	2	1		
効率性、手段の妥当性	3	2	1		
総合評価	A 継続				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯6		
点検項目	国宝重要文化財修復補助事業	担当部署	生涯学習課
目的	国指定重要文化財の修復に対する団体への補助		
事業概要	興善寺仏像修復に係る補助		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	0千円	869千円	
取組状況	<p>国指定重要文化財（大日如来坐像・釈迦如来坐像・薬師如来坐像）を所有する興善寺への補助                  前回の修復から約100年経過している興善寺の仏像3体。仏像の劣化や破損が著しいなか、国が令和3年度から4か年をかけた修復事業を決定。                  令和3年度釈迦如来の修復を京都国立博物館で実施。（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）</p>		
事業効果	重要文化財修復に対する補助を行ったことで、今後3年間の円滑な保存事業が遂行される		
受益者負担の公平性	岬町文化財保護事業補助金交付要綱第3条の定める負担額		
課題・方向性	令和5年度から実施予定の興善寺本堂の修復費について全体経費が算出され、国の補助額が確定すれば、円滑な事業遂行の為、本町としても協力していく。		

事業評価(内部評価)


評価項目	大きい ←-----普通-----→ 小さい					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3		2	○	1	
総合評価	A 継続					



令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	生涯7		
点検項目	みさきひまわりいっぱいふるじえくと事業	担当部署	生涯学習課
目的	自宅で出来る生涯学習の推進と新たなコミュニティの創出		
事業概要	ひまわりに関するイベント開催や種の配布を行うことで、生涯学習の機会、情報共有の場を提供する		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	0千円	0千円	
取組状況	令和2年度4月に青少年センター花壇に植えたひまわりから採取した種を同年11月にコロナ禍でも行える生涯学習事業として、無料配布を開始。 令和3年度は参加者数が93名となる。 青少年指導員協議会の協力を得ながら、広報を行い、のぼり旗作成や広報紙の作成を行った。 令和4年度からは、本町の事業として本格始動するため、175千円の事業費予算計上している。		
事業効果	町民の生涯学習と自宅でできる楽しみの機会を増やすことができる。		
受益者負担の公平性	生涯学習事業に係るボランティア活動の為、受益者負担の必要性なし		
課題・方向性	事業を展開していくにあたり、最終的には岬町の夏の風物詩となるようにとの意見も出ている。 畑や田んぼを利用したひまわり畑などを作っていくには、予算やボランティア人員など、課題は多く存在する。青少年指導員協議会と連携しながら今後も進めていく方針。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> 					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3	○	2		1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	淡公1		
点検項目	淡輪公民館運営事業	担当部署	生涯学習課 (淡輪公民館)
目的	社会生活に関わる教育、文化及び健康維持・増進及び住民間の交流の場として、また、社会福祉に寄与することなどを目的とする。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、文化、健康維持・増進、住民間の交流の場として管内各部屋の貸出しを行う。</li> <li>・図書の間覧、貸出し</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	9,559千円	7,224千円	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸し部屋の利用者数=6,934人・図書室利用者数=1,878人、貸出数=6,344冊(蔵書数20,749冊)</li> <li>・淡輪クラブ協議会=19クラブ、会員数195人</li> <li>・公民館まつりの実施(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止)</li> <li>・公民館クラブ協議会、幹事会、研修会、セミナー、各クラブ活動等</li> <li>・図書管理(図書購入、調整、廃棄、データ入力、蔵書整理等)</li> <li>・夏の暑い時期に快適に学習できるよう自主スペースを作って開放すると共に、インターネット環境を整えるためWifi環境を整備</li> <li>・夏休み期間自習スペースを開放</li> </ul>		
事業効果	生涯学習の施設として、コロナ禍により活動が一部制限されたものの住民による各種クラブ活動を通じて教養の高揚や健康増進に導き、さらにはイベント等により住民間の交流が図られている。また、図書室も幅広く住民に利用されている。		
受益者負担の公平性	<p>岬町公民館条例第8条に定める施設使用料 (①午前9時～正午②午後1時～午後5時③午後6時～午後10時)</p> <p>老人室①315円②③420円 料理教室①3150円②③4200円 茶室①735円②③1050円 クラブ室①420円②③630円 会議室①315円②③420円 講義室①1050円②③1470円 等</p>		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設は昭和47年10月に開館され、施設の老朽化が著しい。そのため施設の建替え、移転など様々な検討を早急にすべきである。</li> <li>・将来の建替えや移転などが行われるまでの間、年次的修繕計画が必要である。</li> <li>・消防署から多くの設備不備が指摘されており、年次計画をたてて順次不備の解消に努めているが完全に解消するには多額の費用を要す。</li> <li>・職員は他の事務との兼務の館長1名、会計年度任用職員(事務担当)1名、会計年度任用職員(図書司書)1名、会計年度任用職員(用務員9:00~15:00)1名で、職員が1名での勤務となる状況があることから、その都度他部署から応援をお願いしている状況である。</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	← 大きい      普通      小さい →				
	3	2	1	0	
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	
事業の有効性	3	2	1	0	
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	
総合評価	B 要検討				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	淡公2		
点検項目	アップル館運営事業		担当部署 生涯学習課 (淡輪公民館)
目的	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにすることを目的にアップル館を設置している。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度から指定管理制度(3年間)を導入、平成30年度から4期目となり、来年度に5期目を迎える。</li> <li>・児童向け図書館としての機能充実を求める声に応える事業展開が中心となってきている。</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	1,658千円	1,539千円	
取組状況	<p>○指定管理者＝岬町子どもの本連絡会(指定管理委託料1,412千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館利用者数＝1,880人</li> <li>・図書利用＝853人、貸出し＝3,854冊、蔵書数＝16,954冊</li> <li>・主な事業 お話会、わらべうた、昔あそび、絵本の講座、紙芝居など</li> <li>・子育て支援活動を関連施設と連携し展開した。(保育所や小学校等での絵本の読み聞かせ、保健センターのブックスタート事業への協力など。)</li> </ul>		
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲旺盛な指定管理者のもと、毎年内容を工夫して事業を行い利用者サービス向上に努めている。</li> <li>・効率的な管理運営が図られている。</li> <li>・絵本の読み聞かせや子育て支援への協力などを通じて、親子のふれあいと交流が促進され、読書活動の促進とともに継続して児童福祉の向上にも寄与している。</li> </ul>		
受益者負担の公平性	アップル館条例第10条に定める利用料 2階会議室 1時間100円		
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、アップル館、公民館図書室、文化センター図書室の図書購入選定担当者を中心に打合せをし、購入児童書を選定し各館で期間を決めて児童書を移動させ、より町内の利用者が利用しやすくなるよう「子ども読書活動の推進」を進める。</li> <li>・新刊が購入できるように図書購入予算の確保に努める。</li> </ul>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	1	0	1	2
事業の有効性	3	2	1	0	1	2
効率性、手段の妥当性	3	2	1	0	1	2
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	文セ1		
点検項目	文化センター（隣保館）運営事業	担当部署	文化センター
目的	人権啓発の促進及び地域福祉の向上を図るとともに、住民の交流を促進し、もって、基本的人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各講習事業（俳句・識字教室、太鼓教室、将棋教室、男の料理教室、よさこいソーラン教室）</li> <li>・貸し館、図書貸出し</li> <li>・総合生活相談事業、独居高齢者等巡回見守り事業、梅・味噌づくり事業</li> <li>・文化センター運営委員会の開催、岬町人権ふれあいまつりへの支援</li> <li>・館の維持管理点検補修</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	7,566千円	11,353千円	大阪府隣保館運営費等補助金 地方改善施設整備費補助金
取組状況	<p>○主な事業・俳句・識字教室 年間9回開催、受講者延べ42名          ・太鼓教室 年間27回開催、受講者延べ346名          ・将棋教室 年間8回開催、受講者延べ21名          ・男の料理教室 年間10回開催、受講者延べ108名          ・よさこいソーラン教室年間40回開催、受講者延べ451名</p> <p>○独居高齢者巡回見守り事業 年間48回 見守り者4名</p> <p>○貸し館利用者数 年間4,906人          ○図書室利用者数 年間47人・貸出数153冊（蔵書数 4,473冊）</p> <p>○岬町人権ふれあいまつり「中止」岬町文化センター講習事業発表会開催参加者数・約22人          ○入口付近の階段をスロープに改修し、高齢者・障がい者に対し安全で快適な利用環境を整備。          ○老朽化した空調機を一括更新し、利用者に対し安全で快適な利用環境を整備。</p>		
事業効果	隣保館の事業として、新型コロナウイルスの為、岬町人権ふれあいまつりを中止したが、代替事業として岬町文化センター講習事業発表会を開催し、講習事業関係者に好評を得た。		
受益者負担の公平性	岬町文化センター条例第8条の定める施設使用料 集会室650円 料理室820円 和室A・B140円 会議室A240円会議室B140円		
課題・方向性	地域社会に開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たす施設として必要であるが、事業への参加者・施設利用者の固定化が懸念される中、より効果的な住民交流が図られるよう検証が必要。		

事業評価（内部評価）

評価項目	← 大きい                                  普通                                  小さい →					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3		2	○	1	
効率性、手段の妥当性	3		2	○	1	
総合評価	B 要検討					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	青セ1		
点検項目	青少年センター運営事業	担当部署	青少年センター
目的	青少年の教養を高めるとともに、健全育成を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習事業（キッズ・HIPHOPダンススクール）</li> <li>・貸し館</li> <li>・館の維持管理点検補修</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	1,426千円	709千円	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キッズ・HIPHOPダンススクール <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日に年間1.8回実施</li> <li>・小学校1年生から高校3年生を対象</li> <li>初級クラス=12人 中級クラス=5人</li> </ul> </li> <li>○貸し館利用者数 2,413人</li> <li>○夏休み期間自習スペースを開放</li> <li>○館内にポケットWi-Fiを整備（文化センター事業にも活用）</li> </ul>		
事業効果	ダンススクールの実施と、体育室を子ども達に一般開放することにより、仲間づくりが図れた。また、Wi-Fi整備したことにより、館内を有効的に利用してもらえることができた。		
受益者負担の公平性	岬町青少年センター条例第8条の定める施設使用料 学習室A220円 プレイルーム230円 学習室B270円 学習室C270円 学習室D330円 パソコン教室300円 体育室300円		
課題・方向性	施設の更なる有効利用を図るため、生涯学習課が取組む事業をセンターで実施できるよう検討する。		

事業評価(内部評価)

評価項目	大きい ←————— 普通 —————→ 小さい				
	3	2	○	1	
事業の必要性、目的の妥当性	3	2	○	1	
事業の有効性	3	2	○	1	
効率性、手段の妥当性	3	2	○	1	
総合評価	B 要検討				

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	給食1		
点検項目	学校給食事業	担当部署	学校給食センター
目的	<p>学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。（学校給食法第1条から） このことを踏まえ、安心安全でおいしく魅力のある学校給食を提供し、学校における食育の推進を図る。</p>		
事業概要	<p>1. 学校給食センター（平成15年開設） （小学校3校及び幼稚園を対象にした町直営のセンター方式）調理能力1,500食 調理食数：約650食/日（小学校：約590食/日・幼稚園：約60/日） 2. 岬中学校給食調理場（平成9年開設） （自校直営方式）調理能力1,000食 調理食数：約320食/日</p>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算見込額	備考
	134,985千円	174,207千円	給食費保護者負担額 0千円 給食費職員等負担額 7,588千円
取組状況	<p>※下線表示は、給食センター統合による2学期以降の体制 ・実施体制 所長1名（再任用職員事務兼務） 栄養教諭1名、栄養技師1名→栄養教諭1名（府費負担職員。） 調理員3名 臨時調理補助員12名＝7時間勤務12名 臨時配送運転手3名→5名＝3時間勤務3名→5名（内2名→4名/日勤務） ・臨時職員の勤務日数は、必要最低限の日数を確保し運営している。 ・令和3年度は、令和2年度に続いて新型コロナウイルス感染症拡大の影響による保護者の経済的負担軽減のため、小学校・中学校給食費の無償化を継続。 ・令和3年2学期から岬中学校調理場との統合のため給食配送車を更新し、蒸気ボイラ食器・食缶洗浄機を購入。</p>		
事業効果	<p>食育の推進、食生活の改善、栄養知識の普及、子どもの体位向上、保護者の負担軽減等、教育上の貢献度は大きい。</p>		
受益者負担の公平性	<p>受益者負担金 小学校給食保護者負担金・中学校給食保護者負担金・幼稚園給食保護者負担金 令和3年度は小学校・中学校給食費の無償化を実施したことに伴い、受益者負担金は未徴収</p>		
課題・方向性	<p>・保護者などの幅広い層から意見を聴取し、献立の更なる充実等を図る。 ・献立を工夫し栄養バランスが取れた安心安全な給食を提供できるように努める。</p>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい</span> <span>普通</span> <span>小さい</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>					
	事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3		2	○	1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	淡幼1		
点検項目	一時預かり事業	担当部署	淡輪幼稚園
目的	<p>少子化の進行や女性の社会進出の増加に伴い、子育て支援の一環として、保護者等の急用や就労により、家庭が留守で保護が受けられない状況にある時、また子どもの遊び場や遊び友だちの確保などに利用できるように、幼稚園の通常の保育時間終了後及び長期休業中に預かり保育を実施する。</p>		
事業概要	<p>【時間】 平日(月～金) 14:00～16:30 1日 400円(おやつ代を含む)          短縮保育日 11:00～16:30 1日 650円(おやつ・教材費を含む)          長期休業中 8:30～16:30 1日 950円(おやつ・教材費を含む)</p> <p>※平成27年度より、子ども・子育て支援新制度への移行を受け、平日と短縮保育日の預かり保育時間を30分延長するとともに、長期休業中の預かり保育もスタートさせた。          令和元年10月より「幼児教育・保育無償化」に伴い、保育の必要性が認定された園児は申請により実際利用料と日額単価450円×利用日数を比較して低いほうの金額分が無償化となる。</p>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	1,555千円	1,378千円	一時預かり事業保護者負担額 67,625円 一時預かりおやつ代等 16,525円 国庫補助金 406,000円 府補助金 436,000円
取組状況	<p>【実施体制】 園長1名、主任代行1名、教諭3名、預かり保育員1名          預かり保育担当として預かり保育員1名が基本保育を行い、預かり利用園児が15名以上の日は、教諭も入り2名で保育を行う。          【令和3年度年間利用者数】 延べ人数          3歳児・77名、4歳児・290名、5歳児・58名、 合計 425名</p>		
事業効果	<p>保護者の就労改善、子どもたちの異年齢同士の関わりが充実、降園後の遊び友だちの確保等、教育上の貢献度は大きい。また急用ができた保護者や少数ではあるが就労している保護者からは、預かり保育担当の保育者への信頼度も高く安心して預かり保育を利用できるという声が聞かれる。</p>		
受益者負担の公平性	<p>受益者負担金          一時預かり事業保護者負担金 平日@400円、短縮@650円、長期@950円          岬町立淡輪幼稚園預かり保育実施要綱に基づき適正に徴収</p>		
課題・方向性	<p>安心して子どもが預かり保育での時間を過ごせるように環境を整え、安全面にも十分に配慮することを徹底する。また保護者の意見等も聞きながら預かり保育の更なる充実を図る。</p>		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>大きい ←</span> <span>普通</span> <span>→ 小さい</span> </div>					
	3	2	1	0	1	2
事業の必要性、目的の妥当性	3	○	2		1	
事業の有効性	3	○	2		1	
効率性、手段の妥当性	3		2	○	1	
総合評価	A 継続					

令和3年度実施事業 点検・評価票

整理番号	淡幼2		
点検項目	サイエンティフィック・トレーニング*事業	担当部署	淡輪幼稚園
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい日本語のリズムや響きを楽しみながら、日本の言語文化に触れることを目的とする。</li> <li>・読み聞かせに加えて、自ら音読する活動を通して、言葉への興味関心を高めるとともに本を読むことの楽しさや意欲を育てる。</li> <li>・絵本などを通して言葉に親しませ、コミュニケーション、理解、思考、情緒の基盤となる語彙の拡充を図る。</li> </ul>		
事業概要	<p>○時間 : 毎日(月～金) 設定保育前の20分程度</p> <p>○内容 : 瞑想曲で瞑想、DVD(絵本の朗読や歌)、漢字カード、絵本を読む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度より取組みを始めたが、1年目の23年度は教材絵本が無料提供であった。</li> <li>・平成24年度より教材絵本代として、絵本1冊分の単価(税別)×4・5歳児の園児数×年間冊数分を、町で負担している。(令和3年度:1冊600円(税別))</li> </ul>		
事業費	前年度決算額	令和3年度決算額	備考
	194千円	143千円	サントレ教材(絵本) 令和2年度 1年間分293冊=193,380円 令和3年度 1年間分216冊=142,560円
取組状況	毎日担任がDVDや漢字カード、絵本を教材として、4歳児・5歳児対象に20分程度行う。(行事の日は除く。)		
事業効果	<p>毎回、瞑想を行うことで、姿勢を正し、気持ちを落ち着かせることができる。</p> <p>毎月の絵本を通して、言葉や漢字の成り立ちなどに興味や関心を持つ態度が見られた。</p> <p>また、日々繰り返しおこなっている瞑想が、他の保育の場面でも声をかけると、自然と姿勢を正しくして話がきけるようになってきている。</p>		
受益者負担の公平性	幼児のコミュニケーション、理解、思考、情緒の基盤となる語彙の拡充を図ることが区的の事業であり、受益者負担を求めない。		
課題・方向性	毎日行うため、時間の確保が難しい。教育課程のカリキュラムもあるため、午前中の設定保育が長引いてしまうことで、集中力が続かない。保育時間の中で時間や教材の使い方などについて工夫しながら、より効率的・効果的な活用を検討する必要がある。		

事業評価(内部評価)

評価項目	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="margin-right: 10px;">大きい</span> <span style="margin-right: 10px;">←</span> <span style="margin-right: 10px;">普通</span> <span style="margin-right: 10px;">→</span> <span style="margin-left: 10px;">小さい</span> </div>				
	3	2	1		
事業の必要性、目的の妥当性	○				
事業の有効性		○			
効率性、手段の妥当性		○			
総合評価	A 継続				



## 6. 教育委員会活動評価委員の意見と助言

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大が教育行政に多大な影響をもたらし、実施困難な事業があったことと思います。そうした状況で、学校教育課、指導課及び生涯学習課が実施した事業については、当初の目的をほぼ達成しており評価することができます。しかし、前年度から引き続き要検討とされている事項については、方向性を検討し、再度の要点整理の必要があると考えます。

『要・準要保護児童生徒援助事業』については、義務教育の機会を保障する観点からも、大変重要な事業です。国の生活保護基準が見直される中、岬町では、その影響が出ないように従前からの本事業基準を維持し、実施されていることは評価できます。今後も、本事業基準を維持し継続実施してください。

『人権教育研究活動費補助事業』について、毎年継続して本事業を実施していることは、教育委員会が子ども達に培いたい力の基盤が人権教育であるということの表れであり、これはとても大切なことであると考えます。今後も継続実施し、豊かな人権感覚を持った子どもの育成を進めていくことを期待します。

『外国青年招致事業』については、子どもたちがネイティブスピーカーによる本場の英語の発音や所作、多様なものの考え方等に触れることのできる良い機会となり、コミュニケーション能力を高めることにつながります。また、言語だけではなく、ジェスチャー等を活用した非言語を含む総合的なコミュニケーション能力を高めることにもつながる取組みです。2020年度より小学校の英語教育が必修化されたことから、事業の拡大についても検討する必要があると考えます。今後もALTを効果的に活用した授業研究に努めてください。

『小学校児童水泳指導事業』については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業が縮小されましたが、専門性を有する水泳インストラクターが質の高い指導を行うことで、児童の泳力向上に繋がる極めて有効性の高い事業であると言えます。また、泳げるだけではなく、水に慣れ、親しむことや水難事故の防止にもつながる重要な事業でもあります。児童の安全性の確保や健康状態の把握を学校教員と水泳インストラクターが協同して行うことや、指導中の役割分担を明確にしてよりよい授業を展開していくことを再確認して実施していくことが望まれます。

『ICT教育環境整備事業』については、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台の端末を活用するため、ICT支援員を学校に派遣し、ICT環境のスムーズな整備運用や授業支援を行ったことは大いに評価できます。子

ども1人ひとりに適したより深い学びを実現する目的のもと、引き続き、ICT支援員等の専門的な外部人材を活用し、教職員の指導スキル向上を図ってください。

『小学校トイレ改修事業』については、老朽化の進む学校トイレを機能的で快適なトイレにするため、計画的に改修されていることは評価できます。子どもたちが快適に利用できるトイレになるよう引き続き改修を進めてください。

『小学校登下校見守りサービス事業』については、登下校中の連れ去りやわいせつ事犯などの全国報道が後を絶たず、各地域において、安心・安全確保へのニーズが高まっています。新たな登下校時の安全対策として、多くの方が利用していただけるよう加入促進に努めてください。

『新型コロナウイルス感染防止対策事業』について、新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、非接触型体温計（サーモマネージャー）を各校に配置し、また小中学校のトイレ清掃業務を委託されたことは評価できます。児童・生徒の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するためには、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していく必要があります。引き続き、感染状況の拡大に応じ、必要な措置を講じてください。

『町立小学校体育館空調機器設置事業』について、熱中症対策及び災害時における避難所環境の向上を図るため、淡輪小学校・深日小学校・多奈川小学校の体育館に空調機器を設置されたことは評価できます。引き続き、町民体育館、岬中学校体育館にも空調機器を設置できるよう事業を進めてください。

『学力向上チャレンジアップ事業』について、子どもたちの確かな学びにつながる取組みを実施していることは、子どもたちの学力や学校で行っている授業改善について現在の指標となるものです。この事業によって得られたデータを活用して、各学校においてはPDCAサイクルを一層機能させるとともに、授業改善や学力向上の取組みにつなげてください。子どもたちの確かな学力を育成していくための指標となる、この事業は大変重要であると考えます。今後も継続して実施していくことを望みます。

『子どもの体力サポート事業』について、運動やスポーツが楽しい、好きという子どもを増やし、運動習慣の確立と体力の向上を図るうえで、非常に重要な事業であると考えます。引き続き、和歌山大学等の関係機関と連携し、体力測定にみならず、体育の授業において継続した体づくりや体力向上に努めてください。また、子どもたちが、積極的に運動に親しめるような取組みや環境づくりにも努めてください。

『文化芸術育成事業』については、車いすダンスの普及活動を実施している団体から講師を派遣し、車いすダンスの披露、講話、車いすダンス体験を実施することで、「子ども達が周りの人間関係や自分の生き方を考える」や「ともに生きる」機会を作ることにより、障がい者理解教育の推進を図ることができると考えられます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、淡輪小学校と深日小学校の児童はリモートでの参加となりましたが、引き続き、事業継続に努めてください。

生涯学習課では、『地域子ども見守り事業』については、子どもたちの命を守り、安心して登下校ができるよう、交通安全や防犯活動に寄与している大切な事業です。本町のスクールガードリーダーや学校安全ボランティアをはじめとする、住民の協力が得られる地域性については、素晴らしいことだと感じます。ただ、近年は学校安全ボランティアの高齢化により、その人員が減少傾向になっているようです。子ども達の安全な登下校のために、ボランティアの再募集など住民参画をより一層進め、継続するよう努めてください。

『岬の歴史館事業』については、休校中の学校施設を歴史館として活用し、岬町の重要な歴史資料の収集・保存等に大きな役割を果たしているといえます。歴史体験授業の拠点としての役割に加え、岬町の歴史を後世に残していく拠点としての役割もあり、今後も継続することで、岬町の歴史を語り継いで欲しいと思います。令和3年度は、新型コロナウイルス感染対策を実施した上で、「しめ縄づくり」の体験教室を実施されています。今後は、コロナ感染対策を施しながら、本町固有の歴史文化事業を進めていただき、歴史館サポーターの活動も、体験授業やイベント等を再考して、実施を検討していただきたいと思ます。

『国宝重要文化財修復補助事業』については、事業名の通り、本町が誇る国指定重要文化財の修復です。令和3年度から4か年の国の補助事業採択を受けた興善寺仏像（大日如来坐像・薬師如来坐像・釈迦如来坐像）の修復にあたり、興善寺に対し町として助成し、重要文化財の維持に努めてください。

『みさきひまわりいっぱいぷろじえくと事業』については、コロナ禍にも対応した新たな生涯学習事業として開始されたと思います。これからのニーズに応えていける事業として、更なる進展に努めてください。事業内容としては、様々な連携を行い、大きく広げていけるものだと感じます。岬町の生涯学習事業の拡大のために、広い視点を持って事業推進に努めてください。

『淡輪公民館運営事業』に関しては、地域に根ざした生涯学習施設として、その役割等は非常に重要であると考えます。しかしながら、以前からの課題である、耐震診断を実施していない老朽化した施設であることや、利用者の高齢

化に伴う利用率の低下等について、具体的な方針を示すことができるよう再度検討してください。

『アップル館運営事業』は、岬町の読書活動を推進していくためのキーセンターとなる児童向け図書館事業として、重要な役割を果たしています。また、児童向けイベントを定期的に行っており、館内にとどまらず、町内の子育て施設や学校に出向いて読み聞かせを行う等の活動は、子どもたちの豊かな情操を育む取組みであると評価できます。引き続き、同事業所が選定されたことにより、これまでの実績を活かしたさらなる事業の充実を図っていただきたいと思いをします。

『学校給食事業』について、衛生管理の厳格化や労働環境の改善等を図るため、岬中学校給食調理場を廃止し、学校給食センターに統合したことは評価されます。安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供することは、子どもたちの健全な成長には欠かせない要素の一つです。現在の水準を維持しつつ、食育の観点からも、栄養教諭による教育現場での子どもたちへの食育授業の実施を今後も継続してください。

## 7. 教育委員会の総合的所見 —活動評価委員の意見と助言を踏まえて—

本町におきましては、町税収入が地価の下落や人口減少による伸び悩みに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化等により、財政的には依然厳しい状況下にあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、縮小や中止をせざるを得ない事業がある中、教育委員会としては、より効果的な取組みとなるよう検討・改善を行ってきました。しかしながら、昨年度よりご指摘いただき、要検討としている事項があり、課題的を見直し、指摘事項が改善できるよう努めていきます。

はじめに、『要・準要保護児童生徒援助事業』については、国の生活保護基準の見直しが行われた中におきましても、引き続き児童生徒の円滑な学校教育活動を保障するため、厳しい財政状況下においても、支援基準を従前のまま堅持したいと考えています。

『人権教育研究活動費補助事業』については、学校教育方針にも明記しています「人権尊重教育の推進」を進める重要な補助事業の一つであると認識しております。そのためには岬町人権教育研究協議会の活動においても、教育委員会が協力・連携をより一層強化していなければならぬと考えております。また、今後確実に世代交代が進み、経験年数の少ない教職員が増加していく中で、今日まで岬町が培っていた人権教育を継続するとともに、しっかりと継承していくことができるよう努めていきます。

『外国青年招致事業』については、2020年度より小学校の英語教育が必修化されたことから、重要な事業であると考えております。また、中学生においても、ネイティブの発音に触れたり、コミュニケーションを積極的に図ったりすることが出来るようになることは、英語を本格的に学習する上で、貴重な経験になるとも考えております。今後も、本事業が効果的に展開していくことができるよう、各学校や教職員、ALTと協議しながら進めていきます。

『小学校児童水泳指導事業』については、児童の泳力向上に繋がる極めて有効性の高い事業であると考えております。令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業を縮小せざるを得ない状況となりましたが、引き続き、健康ふれあいセンターの温水プールを活用して、教職員と水泳指導員の連携を図りながら、児童全員が水に慣れ親しみ、泳げるようになることをめざして、より効果的な事業となるよう努めていきます。

『ICT教育環境整備事業』については、国の示すGIGAスクール構想に基づき、高速大容量の通信ネットワークと児童生徒一人1台端末の整備を終え、ICT支援員を配置し、授業支援を行ってまいりました。今後は学習指導要領

の趣旨の実現に資するよう、ICTを活用した、授業改善を進めていくとともに、ICT支援員などの外部人材を活用し、教職員の指導スキル向上を図っていきます。

『小学校トイレ改修事業』については、学校のトイレは学校生活に必要不可欠な空間であるにも関わらず、老朽化等により、敬遠されがちであったものを、子ども達が快適に利用できるトイレになるよう計画的に改修を進めております。引き続き、国の補助金の確保に努めると共に、トイレ改修を実施してまいります。

『小学校登下校見守りサービス事業』について、新たな登下校時の安全対策として、保護者の携帯に校門通過情報をメールでお知らせするシステムを導入したものです。本事業について多くの方が利用していただけるよう加入促進に努めてまいります。

『新型コロナウイルス感染防止対策事業』について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策に必要な、アルコール製剤・トイレ清掃用品等を備えると共に、非接触型体温計(サーモマネージャー)を各校に配置し、トイレ清掃業務の委託を実施しました。引き続き、感染拡大状況に応じ、必要な措置を講じてまいります。

『町立小学校体育館空調機器設置事業』について、熱中症対策及び災害時における避難所環境の向上を図るため、引き続き、町民体育館、岬中学校体育館にも空調機器を設置できるよう検討を進めてまいります。

『スクールカウンセラー設置事業』並びに『心の相談サポート事業』については、各学校園において、心理的な課題解決に向けた相談が数多く寄せられている状況にあります。教育委員会としましても、相談支援が必要な場合には、いつでもその機会を提供できるよう、本事業を実施継続していきたいと考えております。また『スクールソーシャルワーカー設置事業』につきましても、幼稚園にも派遣し、ケース会議や参観などで福祉の視点も含めたアドバイスをもとに、困難性を抱える家庭や子どもの支援を続けております。今後も、ニーズの増加を予め想定し、本事業の拡充を進めます。

『学力向上チャレンジアップ事業』については、学力調査を実施した各小学校が、得られた調査結果をもとに、個人の課題への手だてを丁寧に実施するとともに、教員の授業改善につなげています。今後、教育委員会としましては、新学習指導要領にある、「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び及び協働的な学び」に生かすために、本事業を実施することで、着実な授業改善へとつながるPDCAサイクルを各学校が意識できるよう助言しながら進めてまいります。また、1人1台ICT端末を活用した家庭学習教材の充実も図ってまいります。

『子どもの体力サポート事業』については、運動やスポーツが楽しい、好きという子どもを増やし、運動習慣の確立と体力の向上を図るうえで、非常に重要な事業であると考えます。引き続き、和歌山大学と連携し、体力測定のみならず、保健授業や、体力づくり授業等を定期的かつ継続的に実施すると共に、子どもの体力の向上と教職員の指導力の向上に努めて参ります。また、就学前の子どもの体力づくりについても積極的に進めます。

『文化芸術育成事業』については、平成30年度より継続して実施している事業であります。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、淡輪小学校と深日小学校の児童はリモートでの参加となりました。本事業は、車いすダンス体験等を通じて、子ども達に障がい者理解教育の推進を図ることができる重要な事業であると考えており、引き続き、事業継続に努めていきます。

『地域子ども見守り事業』については、スクールガードリーダーを配置すると共に、学校安全ボランティアの方々による毎日の見守り活動により、子ども達の安全な登下校が確保されていると考えております。しかしながら、当初から活動している学校安全ボランティアの高齢化に伴い人材が不足していることから、ボランティアの募集方法や登下校の見守り活動のあり方について再考を行い、事業の継続に努めて進めて参りたいと考えております。

『岬の歴史館事業』については、岬町の歴史を語る上で、欠かすことの出来ない重要な拠点と位置づけております。令和3年度には新型コロナ感染拡大防止対策を講じ「しめ縄体験学習」を実施しました。今後本町住民が郷土の歴史や文化を感じる拠点として確立していくために、事業内容の充実に向け、次の担い手となる歴史館サポーターと連携し、イベント等の実施について周知方法を再検討していきます。

『国宝重要文化財修復補助事業』については、興善寺仏像（大日如来坐像・薬師如来坐像・釈迦如来坐像）の修復にあたり、興善寺に対し町として支援し、円滑に事業を進めると共に、重要文化財の維持に努めていきます。

『みさきひまわりいっぱいぷろじえくと事業』については、岬町の住民がひとりひとりが行うことがおおきなひとつの事業になるもので、新たな生涯学習のかたちです。事業を充実するために、様々な方面との連携も視野に入れて、今後の展開に努めていきます。

『淡輪公民館運営事業』については、公民館は地域の社会教育の拠点であり、いつでも集うことのできる施設としてその必要性を認識しております。耐震基準を満たしていない施設を活用していることについて、又、安全性の高い生涯

学習施設利用をどのように確保していくのかについて等、早急に検討しなければならない課題であり、一定の方向性を示すことができるよう努めていきます。

『淡輪公民館運営事業』については、公民館は地域の社会教育の拠点であり、いつでも集うことのできる施設としてその必要性を認識しております。耐震基準を実施していない老朽化施設を活用していることについて、又、安全性の高い生涯学習施設利用をどのように確保していくのかについて等、早急に検討しなければならない課題であり、一定の方向性を示すことができるよう努めてまいります。

『アップル館運営事業』については、子どもの情操を豊かにし、学力を伸ばすためには、本と関わること（読書すること、読み聞かせること等）が非常に重要であると考えます。近年、デジタル化が進みこどもの本離れも懸念事項となっております。児童書を多く取り扱うアップル館が行っている、読み聞かせや本に触れる機会づくりは、今後より一層重要なものとなってきます。こどもの読書活動の拠点であるアップル館をはじめとして、町内図書室で連携を強化し、それぞれの施設がより住民に親しまれる図書施設となるよう、岬町全体での読書活動の活性化をめざしていきます。

『学校給食事業』については、令和3年8月に、岬中学校調理場を廃止し、学校給食センターへ統合することができました。バランスの取れた安全で安心な給食を提供することは、幼児・児童・生徒の健全な心身の発達のためには非常に重要な事業であると考えております。岬町学校給食運営審議会にて、ご意見もいただきながら事業内容の充実に努めると共に、栄養教諭による食育授業の実施を継続していきます。



# 参 考 資 料

## ○教育委員会の職務権限について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋・昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

## ○岬町教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定により実施する岬町教育委員会（以下「委員会」という。）の活動（委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況をいう。以下同じ。）の点検及び評価に関し、必要な事項を定める。

(点検及び評価)

第2条 委員会は、法第26条第1項の規定により、毎年、前年度の活動を点検及び評価する。

(評価委員)

第3条 委員会は、前条の点検及び評価を実施するに当たり、法第26条第2項の規定による学識経験者の知見の活用を図るため、委員会活動評価委員（以下「評価委員」という。）を委嘱する。

2 評価委員の人数は2人とする。

3 評価委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評価委員は、再任することができる。

(意見書の提出)

第4条 評価委員は、委員会の求めに応じ、第2条の活動の点検及び評価を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(議会への報告)

第5条 委員会は、法第26条第1項の規定により、毎年、第2条の活動の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、町議会へ報告するものとする。

(公表)

第6条 委員会は、法第26条第1項の規定により、前条の報告書の概要を町ホームページへ掲載するなど、広く町民に公表するものとする。

(謝金)

第7条 評価委員の謝金の額は、町外学識経験者にあつては、日額7,000円とし、町内有識者にあつては、日額6,500円とする。

2 前項の謝金は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の活動の点検及び評価について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 用語説明\*

### 【ALT】(P17)

Assistant Language Teacher の略で、日本の中学・高校で日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。外国語指導助手。

### 【スクールカウンセラー】(P24)

子どもや保護者が抱える心理的な課題（いじめ、不登校等）に対して、心理的なアプローチからの解決を図るため、学校に配置される心理職の専門家。臨床心理士や臨床発達心理士などの有資格者に委嘱することが多い。

### 【カウンセリング】(P24)

主に人間関係などの悩みや適応上の問題を持つ人に対して、心理学的な資料や経験に基づいて援助すること。

### 【公認心理士】(P24)

公認心理師とは心理学に関する専門的な知識や技術を持ち、助言や指導、援助などを行う人のこと。2015年9月9日に公認心理師法が成立し、2017年9月15日に同法律が施行。2018年9月に第1回公認心理師試験が実施され、国内初の心理系の国家資格として公認心理師が誕生した。

### 【カウンセリングマインド】(P24)

カウンセリング（心理相談）を行う人の心がけのことであり、相手の立場に立って、その人の考えや行動を共感的に理解しようとする態度のこと。（専門的、学術的な定義はなく、相手と円滑な関係を築いたり、相互的なコミュニケーションを行ったりするために気を付けること。）

### 【学校支援コーディネーター】(P27)

学校と家庭、地域が連携協働して子どもたちの成長を支え、地域を創生していくため、放課後学習支援や環境整備、安全見守り活動等の支援活動と地域ボランティアをつなぐ役割を担う人材。

#### 【アセスメントとプランニング】(P29)

対象の事象を取り巻く環境や状態等について情報収集を行い、人的・物理的要素を洗い出すこと。そこから明らかになった環境や状態について、分析を行うとともに役割分担を明確にしながら、今後の実施計画を立てること。

#### 【スクールソーシャルワーカー】(P29)

子どもが抱える様々な課題を解決するため、子どもを取り巻く環境（家庭環境等）に働きかけ、その問題に対応する方策を学校に助言していく福祉の専門家。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者に委嘱することが多い。

#### 【精神保健福祉士】(P29)

精神保健福祉法で位置づけられた、精神障害者に対する相談援助などの社会福祉業務に携わる人の国家資格。PSW と呼称されている。

#### 【特別支援教育士】(P29)

2005年に創立された特別支援教育士認定協会（日本LD学会）認定による、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）等のアセスメントと指導を行なう支援教育の専門家。SENS と呼称されている。

#### 【コミュニティソーシャルワーカー】(P29)

地域において、支援を必要とする人々の生活や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりする人材のこと。CSW と呼称されている。

#### 【要保護児童対策地域協議会】(P29)

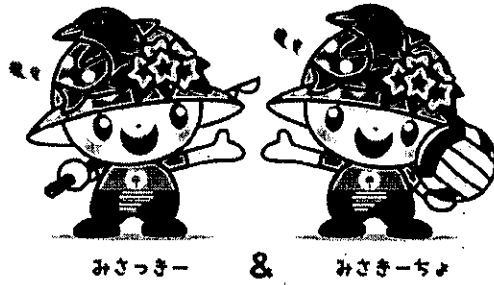
虐待や非行など様々な問題を抱えた児童（満18歳に満たないもの）の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会のこと。（児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦などへの支援も行う。）

#### 【PDCA サイクル】(P30)

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

【サイエンティフィック・トレーニング】(P46)

略してサントレは、「遊び」感覚で、脳が抵抗なくスラスラと吸収できる幼少期に、美しい言葉、優しい言葉、尊い言葉を、シャワーのごとく日々惜しみなく与えることで、羨、敬う心、思いやる心、考えて話す力を養うための幼児用教材。



岬町

教育委員会事務局

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000 番地の 1

電話：072-492-2719(学校教育課) FAX：072-492-5814

E-mail: gakkoukyouiku@town.osaka-misaki.lg.jp

<http://www.town.misaki.osaka.jp/kyouiku/>